

## 質疑応答内容

### 今回の問題の要因について

〈問〉地域生活支援事業受託後から、納税義務が生じたとの説明であったが、受託開始時、県からの説明はなかったのか。

〈答〉県との委託契約書に、委託金額には「消費税を含む」と記載されており、契約書上、明確です。

〈問〉会社は確定申告を行うものであるが、そもそも、広島県社会福祉士会は税金の申告してこなかったのか。

〈答〉広島県社会福祉士会は、法人税の申告は不要の団体です。法人税の申告は不要ですが、消費税の申告は必要でした。

〈問〉会計事務を会計事務所に委託していたのに、なぜ、今回の消費税未払いの問題が発生したのか。

〈答〉説明会の中で、当会が会計事務を委託していた児玉会計からは、①社会福祉事業は非課税である、という前提で帳簿の確認をしていたこと、②行っていた事務が、あくまで社会福祉士会の事務局が入力したものの結果を確認するもので、もともとの契約書類等まで確認することとなっていなかったことが原因であると説明がありました。とはいえ、会計事務所としては気づくべきであった、申し訳ない、というお詫びの言葉を、説明会のなかで児玉会計の代表からいただいています。会計事務所の責任につきましては、具体的に、どのような形で整理するのか、調整しています。整理でき次第、またみなさまにご説明します。

### 今回の対応について

〈問〉なぜ過去の理事のみ寄付を募ったのか。

〈答〉今回の消費税の問題について、理事の責任を追及すべき、という意見もありました。しかし広島県社会福祉士会の理事は報酬も受けておらず、報酬返納という形での責任の取り方はできません。また、理事が金銭的に責任を負うべき、という整理では、今後の理事の担い手確保が困難になります。一方で、今後の会の運営に支障を残さないよう、なるべく借入金額は少なくしたい。これらのことを検討して、過去の歴代理事に自発的な寄付のお願いをしたところです。

500万円を目標に寄付を募り、過去の役員のみなさんから、この額に近い寄付をいただきました。なお、寄付のお願いの過程で、過去の役員の方から説明が不十分であったとの指摘もいただきました。今後の説明については、丁寧に対応していきます。

〈問〉役員以外では寄付はできないのか。

〈答〉公益社団法人である当会は、対象者限定の寄付はできず、今回の寄付も形式上は広く一般に募る形をとっています。まずは過去の役員のみなさんに呼びかけましたが、あわせて、会のHPにも掲載し、一般の会員のみなさんからも寄付を募っています。当然のことながら、寄付を強制するものではありません。

### 今後の事業運営、対応策について

〈問〉地域生活定着支援事業について、具体的に委託料がどのくらいで、必要な納税額はどのくらいなのか。

〈答〉令和4年度で、地域生活定着支援事業の委託料は約2900万円です。この事業にかかる消費税は、計算上約260万円となりますが、他の事業の費用等との計算が必要ですので、260万円がそのまま、地域生活定着支援事業として支払うべき消費税額とはなりません。いずれにしても、必要な額を、この事業から支払ったことを、今後は県の実績報告の中で明確にしていきます。

〈問〉今後は消費税の納入、借入金の返済など、これまでになかった支出をしながら、事業運営することとなるが、事務局で働く職員の給与水準やボーナスに影響はないか。

〈答〉事務局をはじめ、職員として働いているみなさんの給与などに、不利益をもたらすことは、ありません。

〈問〉消費税の納入や借入金の返済のために、会員の年会費や研修参加費が値上げされることはないか。

〈答〉年会費や研修参加費の額を上げることは、ありません。ただし、研修参加費については、今後は消費税額をお預かりすることになります。

〈問〉業務執行理事等は、一定の必要な知識を得ることができるよう研修を受ける、とされているが、研修の具体的な予定は決まっているか。

〈答〉第1回説明会では研修の具体的な内容は調整中と答えましたが、その後、10月に公益法人協会主催の研修受講を決定しました。今後も必要な研修受講について対応してまいります。

#### その他

〈問〉日本社会福祉士会との関係について、日本社会福祉士会には連絡しているのか。

〈答〉日本社会福祉士会には、すでに今回の件は報告しており、他県への情報提供も含めて、必要な対応を日本社会福祉士会で取られています。